市民意見の募集結果

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の素案に 対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一		
	部を改正する規則		
政策等の案の公表の日	令和2年6月5日(金)		
意見提出期間	令和2年6月5日(金)から令和2年6月24日(水)まで		
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)		

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意	見数 (意見提出者数)	27 件	(11人)
	インターネット	10 人	
	ファクシミリ	人	
	郵送	1人	
	直接持参	人	
	1		

無効な意見提出	2人
---------	----

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。 〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件 数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
В	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2
С	今後の検討のために参考とするもの	16
D	その他(質問など)	9

〈具体的な内容〉

(1) 夏季休業期間の変更に関すること。

	I / 发子怀未朔间♡发文に関り		
	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	学習時間の確保について不	D	臨時休業中に予定していた学習内容について
	安があるため、夏季休業を		は、令和2年度中に履修できるよう教育課程
	8月1日から23日までとし		を再編成して取り組んでいきます。時間割編
	た根拠を知りたい。		成の工夫や学校行事の見直しなど授業時数を
			確保することにより、夏季休業期間を約3週
			間としたものです。
2	夏季休業期間をもっと短く	С	(1)1をご参照ください。
	してほしい。		
3	他市と比べると夏季休業期	С	(1) 1をご参照ください。
	間が長いと思われるが、他		
	市と同程度にすべきではな		
	しいか。		
4	学習時間確保のため、夏季	С	(1)1をご参照ください。
	休業期間を短縮することを		
	求めます。		
5	小田原市では、夏休みを3	D	(1) 1をご参照ください。
	週間確保しても近隣市町村		
	と変わらない学力保障の対		
	策を知りたい。		
6	夏休みを3週間とした根拠	D	(1)1をご参照ください。
	を知りたい。		
7	学習時間を確保するために	В	ご意見の趣旨は反映しています。
	夏季休暇を短くすることに		
	は賛成です。		
8	授業日数確保のために休日	В	ご意見の趣旨は反映しています。
	を授業に充てることは理解		
	できますし賛成です。		
9	現状では、1日当たりの学	С	6月1日の学校再開から2週間の間に分散
	習時間が長くなり集中力が		登校を行うなど、長期にわたった休業期間
	持たない上、急激な学習内		の影響を考慮した上で、児童・生徒が生活
	容のスピードアップで疲労		のリズムを整え、安心して学校生活を送る
	感やストレスがある。1日		ことができるよう努めています。また教育
	の授業時間数を段階的に増		課程の再編成により児童・生徒に過度の負
	やして、徐々に環境に慣れ		担が掛かることのないよう配慮します。
	てもらいたいので、夏季休		夏季休業期間の短縮については、(1)1を
1 1	1		

	業の更なる短縮を希望す		ご参照ください。
	る。		
10	新型コロナウイルスのこと	С	懸念されている新型コロナウイルス感染症
	を考えるなら、夏にしっか		の第2波などに対しては、ICTを活用し
	り授業を行い、コロナの蔓		た教育環境の整備を早期に進め、対応して
	延や流行のおそれのある冬		いきたいと考えています。
	の再度の学級閉鎖などに備		
	えるのが、今後のコロナと		
	共存する生活には向いてい		
	ると思う。		
11	授業時数が不足するのな	С	児童・生徒の健康への配慮や、家庭や地域で
	ら、土曜日登校の検討が必		の活動(習い事等を含む。)への影響等を考
	要ではないか。		慮して、土曜日は授業を行わないこととしま
			した。

(2) 学習及び行事に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	パブコメ素案の場合、休業	С	単に授業時数の過不足だけで捉えるのではな
	期間の授業数をどのくらい		く、必要な学習内容を令和2年度中に履修で
	補うことができて、不足分		きるよう、教育課程を再編成して取り組んで
	がどのくらいなのかを明確		いきます。
	にして保護者にも伝えても		
	らいたい。		
2	夏季休業短縮により確保で	С	(2)1をご参照ください。
	きる授業時間数を具体的に		
	提示してほしい。		
3	小・中学校の時期でなけれ	С	時間割編成の工夫や学校行事の見直しにより
	ば培うことができない協調		授業時数を確保しましたが、今後も学校行事
	性、集団行動といった行事		の見直しは必要だと考えています。いわゆる
	がなくなり、詰め込みでの		「詰め込み」とならないよう児童・生徒に過
	授業では子供も大変なの		度の負担が掛かることのないよう配慮しま
	で、ある程度の行事を実施		す。
	してゆとりのある学校生活		
	を送れることを希望する。		
4	学校が再開になっても、勉	D	感染拡大防止を念頭において、行事の見直し
7	強以外の活動がかなり制限	ע	は必要だと考えますが、実施内容や場所、時
	されている。今後、どのよ		期を工夫してまいります。
	じれている。「仮、このよ		別で上八しくより、ソムリ。

1	1	ı	
	うなスケジュールと方法で		
	行事等の再開を検討してい		
	るのか。		
5	分散登校の期間中、学校に	С	分散登校の期間中は、学校の規模等に応じて
	よって授業スタイルや授業		授業の実施方法を工夫しており、一律の授業
	時間が異なっており、同じ		時間とはなっていませんが、1年間を通じて
	市内で差が開くのはおかし		必要な学習内容を履修できるよう各学校で教
	いと思う。1日の授業時間		育課程を再編成して取り組んでいきます。
	が今後長くなるのも子供に		
	とってつらいと思う。		
6	休業により、生徒間で学力	С	学習活動の重点化を図るとともに、児童・生
	差がつき、学力の開きがあ		徒が身に付けるべき学力や学習内容を全教職
	る中での授業は、効率的な		員が共通理解し、教育活動の質の充実を図り
	進行並びに児童・生徒の学		ます。
	習意欲向上は難しいと感じ		
	ている。中学生には、教科		
	別学力別クラスの導入や、		
	小学生には、学習サポート		
	などを実施すべき。		

(3) ICT教育環境整備に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	新型コロナウイルス感染症	С	国のGIGAスクール構想を踏まえ、各学校
	対策として、オンライン授		のインターネット環境や児童・生徒 1 人 1 台
	業対応、動画を視聴できる		の学習用端末を整備し、令和3年4月から運
	環境の整備等をお願いす		用する予定です。
	る。		
2	登校への不安がある家庭も	С	学校におけるICT環境の整備については
	ある中、登校選択制によっ		(3) 1をご参照ください。
	てオンライン授業を選べる		オンライン授業については、ICTの活用
	自治体もある。一番大事な		を進める中で今後検討していきます。
	命や平等な教育環境のため		
	に、休業時に限らず、今す		
	ぐにでもオンライン授業が		
	できる環境整備を進めるべ		
	き。		

3	第2波への備えだけでな	С	(3) 2をご参照ください。
	く、ICT環境を整えるこ		
	とでオンライン授業を行		
	い、熱中症や感染のリスク		
	を軽減するための環境整備		
	を行うべき。		

(4) 環境衛生に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	暑い時期に換気良く、密集	С	引き続き、できるだけ直接の身体接触や至
	せず、勉強できる環境整備		近距離での会話等を行わないようにすると
	をお願いしたい。		ともに、エアコンを使用し適正な環境衛生
			を保ちつつ、換気も同時に行っていきま
			す。
2	真夏の時期に登校させるこ	D	マスクの着用は熱中症のリスクが高くなる
	とに対して十分な熱中症対		ことから、登下校時においてもできるだけ
	策をとることはできるの		身体的距離を保ちつつ、マスクを外すなど
	カ。		の熱中症への対応を優先します。

(5) 給食の実施に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	祝日の登校で弁当を持参す	С	祝日の午後に授業を行うかどうかは、各学
	ることは食中毒のリスクが		校の判断となっております。祝日に給食を
	高いので、給食の実施につ		実施することは困難です。
	いて再度検討すべき。		

(6) 教職員の服務に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	7月 23 日の海の日及び 24	D	教職員の勤務については、原則として、休日
	日のスポーツの日を休業日		の振替を行います。
	としない場合の教職員の勤		
	務体制はどうなるのか。		

(7) その他に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	市立幼稚園の夏季休業につ	D	ご指摘のとおり、小中学校、幼稚園では校
1		D	
	いては、小田原市立幼稚園		長又は園長が教育委員会の承認を得て休業
	の管理運営に関する規則第		期間を変更することができますが、今回は
	6条第2項により期間を変		各学校、幼稚園の個別の理由によるもので
	更することが可能であるの		はなく新型コロナウイルス感染症対策とし
	に、規則を改正するのはな		て市内一斉に臨時休業としたことに伴う休
	ぜか。		業期間の変更であるため、規則改正で対応
			することとしました。
2	今後、小中学校や幼稚園を	D	今後、休業日の変更が必要となった場合に
	臨時休業とし、それに伴い		は、その規模や期間等に応じて、規則改正
	休業日を変更する際には、		により対応するかどうかを適切に判断しま
	その都度規則改正を行うの		す。
	か。		
3	小田原市意見公募手続き条	D	新型コロナウイルス感染症対策のための政
	例には、意見提出期間は 30		府の緊急事態宣言の解除を受け、緊急に対
	日以上でなければならない		応する必要があること、及び制度を円滑に
	とあるが、今回30日未満な		施行するため、一定の準備・周知期間を確
	のはなぜか。		保する必要があるため、期間を短縮して実
			施することとしました。